政治家の寄附の禁止

政治家が、選挙区内の人や団体に対して寄附をすることは、その時期や理由がどのようなものであっても禁止されており、罰則の対象となります。ただし、政党その他の政治団体や親族に対して行う寄附及び自らが行う政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれています(飲食に関するものは禁止)。

政治家が親族や秘書などの名義を使って寄附をしたり、政治家以外の人が政治家名義で寄附をすることも禁止され、罰則の対象となります。



寄附は

政治家に対する寄附の要求の禁止

政治家に対し寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されており、 政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目 的で勧誘や要求をすると罰則の対象となります。また、政治家名義の寄 附を求めることも禁止され、威迫して求めると罰則の対象となります。

※「威迫」とは、「人に不安の念を抱かせるに足りる行為」をいいます。

政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員、構成員である団体・会社が、選挙区内の人や団体に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると罰則の対象となります。

後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内の人や団体に対して、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすることは、その時期や理由がどのようなものであっても禁止されており、罰則の対象となります。

会社・団体がする寄附

会社、労働組合その他の各種の団体(政党・政治団体を除く)は、政党・政治資金団体以外の者に対する「政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附」は禁止されています。また、誰であっても「政治活動に関する寄附」をするよう会社、労働組合その他の各種の団体(政治団体を除く)に対して寄附の勧誘や要求をすることは禁止されています。これらに違反して寄附をすると罰則の対象となります。



政治家は贈らない!

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは時期や理由を問わず法律で禁止されています。

有権者は求めない!

有権者が政治家に対し寄附を求めることは禁止されて います。









お中元・お歳暮

町会の集会や旅行等の 催し物への寸志や 飲食物の差し入れ

運動会やスポーツ大会への

飲食物の差し入れ



病気見舞い



落成式・開店祝い



葬式の花輪・供花



発行 平成28年12月



神奈川県選挙管理委員会

平成28年12月発行

寄附の禁止 部門ってお~に?

「政治家の寄附は禁止」というけれど、 寄附ってなんなの?

> 寄附とは、お金や物品、その他財産上の利益とな るものを与えたり、与える約束をすることです。 ただし、物を買ったときの代金や有料イベントの 参加料のように、債務の履行として支払うものは 寄附にはあたりません。



どうして政治家は 寄附をしてはいけないの?



政治家が寄附にお金をかけることを無くして、 お金のかからない選挙、きれいな選挙を実現 するためです。



お世話になった人へのお中元・お歳暮や催し物の賛助金など、 選挙とは関係ない寄附だったら問題ないのでは。



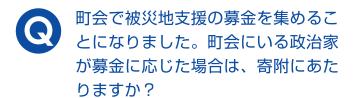
以前は「選挙に関する」寄附だけが禁止されていま した。しかしながら、政治家が普段からいろいろな 名目で行う寄附が、実は選挙にお金がかかる大きな 原因となっていました。そこで法律が改正されて、 現在は選挙に関する・関しないを問わず、選挙区内 の人や団体への寄附は全て禁止されています。



寄附の禁止

こんなときは?





募金に応じた場合も、禁止されてい る寄附にあたります。



政治家が、家族や秘書の名義で支払っ たお祝い金は寄附にあたりますか?



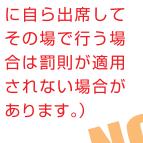
他の人の名義であっても、政治家本人 の禁止されている寄附にあたります。



政治家からの結婚祝いや香典は寄附 Q にあたりますか?

結婚祝いや香典も禁止されている寄 附にあたります。

(政治家本人が結婚披露宴、葬式等



趣味の会の会則で、会費は1口 (1,000円)以上となっている場合、 入会することとなった政治家が2口 (2.000円)以上支払ったときは、 寄附にあたりますか?

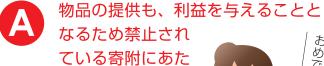


会員として資格を得られる最低限の 会費(この事例では1口)までは寄 附ではありませんが、これを超える

分は禁止され ている寄附に あたります。



地域で開催されるカラオケ大会の賞 Q 品を政治家が提供した場合、寄附に あたりますか。



ている寄附にあた ります。



注:上記事例は、すべて政治家の選挙区内における寄附に関するものであり、禁止される寄附にあたる場合は、罰則が適用されます。